

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第13号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年柴田町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険税の減免) 第2条 国民健康保険税の納稅義務者等が、感染症の影響により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、 <u>令和3年度分及び令和4年度分</u> の国民健康保険税（ <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</u> の間に普通徵収の納期限（特別徵収の場合にあっては特別徵収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税）について、当該区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を当該国民健康保険税額から減免する。 (1)～(2) (略) 2～3 (略)	(国民健康保険税の減免) 第2条 国民健康保険税の納稅義務者等が、感染症の影響により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u> の国民健康保険税（ <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</u> の間に普通徵収の納期限（特別徵収の場合にあっては特別徵収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税）について、当該区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を当該国民健康保険税額から減免する。 (1)～(2) (略) 2～3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。